

贈与税の配偶者控除と相続税

平成 25 年度税制改正で、相続税・贈与税の改正が行われました。

最高税率の引上げや基礎控除の縮減など納税者に大きな影響を与える改正となっています。この改正の影響を受け、改正後の相続税課税対象者は 1.5 倍になると予想されており、増加対象者は首都圏の持家のある方がほとんどであると見込まれています。

そこで今回は、生前に持家を配偶者に贈与した場合に相続申告に与える影響について、考えていきたいと思えます。

1. 夫婦間での居住用不動産の贈与については税の特典があります。

婚姻期間 20 年以上の配偶者に居住用不動産又は居住用不動産の購入資金を贈与すれば、贈与税の計算上 2,000 万円の控除(贈与税の配偶者控除)が受けられます。

<贈与税の配偶者控除の計算>

贈与額 - 2,000 万円(配偶者控除額)※ - 110 万円(基礎控除) = 課税対象額

※居住用不動産の価格が限度

2. 贈与税の配偶者控除の要件

(ア) 婚姻期間が 20 年以上である配偶者への贈与

(イ) 居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与

(ウ) 贈与を受けた配偶者が、贈与の翌年 3 月 15 日までにその贈与を受けた居住用財産に居住し、以後居住し続けること

(エ) 贈与の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日までに贈与税の申告書を提出すること

(オ) 同一の配偶者からの贈与につき、一度だけこの規定の適用を受けられる

3. 贈与税の配偶者控除が相続税の計算に与える影響

通常の暦年贈与については、当該贈与が相続開始前 3 年以内であれば相続税の課税対象になりますが、贈与税の配偶者控除を受けた場合、配偶者控除額に相当する金額は相続財産に加算する必要はありません。

4. 贈与税の配偶者控除を使って相続申告義務を回避できます

同じ相続財産を有する 2 組の夫婦を、贈与税の配偶者控除を使った夫婦と、使わなかった夫婦で、相続税の申告義務があるか否かの比較をしてみましょう。

<前提条件 平成 27 年 1 月 1 日以降の相続で上記 2 の要件はすべて満たしている>

夫の財産 現預金 2,000 万円 居住用不動産 4,000 万円 夫妻子供 1 人

(ア) A夫婦(贈与税の配偶者控除を適用していない夫婦)

被相続人夫・相続人妻子1人

i. 相続財産

 $2,000 \text{ 万円(現預金)} + 4,000 \text{ 万円(居住用不動産)} = 6,000 \text{ 万円}$

ii. 基礎控除

 $3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人} = 4,200 \text{ 万円}$

iii. 課税遺産

 $6,000 \text{ 万円} - 4,200 \text{ 万円} = 1,800 \text{ 万円}$

配偶者に対する相続税額の軽減の規定により、相続税の負担はありませんが、配偶者に対する相続税額の軽減の適用を受ける場合は、相続税の申告書を必ず提出しなければなりません。

(相続税の申告義務あり)

(イ) B夫婦(贈与税の配偶者控除を適用している夫婦)

生前に夫が居住用不動産の持分2分の1(2,000万円)を妻に贈与

i. 相続財産

 $2,000 \text{ 万円(現預金)} + 4,000 \text{ 万円} - 2,000 \text{ 万円(妻への贈与分)} = 4,000 \text{ 万円}$

ii. 基礎控除

 $3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人} = 4,200 \text{ 万円}$

iii. 課税遺産

 $4,000 \text{ 万円} - 4,200 \text{ 万円} = 0$

相続財産が基礎控除額を上回らなため相続税の申告義務はありません。

無税で夫から妻へ居住用不動産の2分の1を所有権移転することができました。

(ウ) 相続税の申告義務があると上記(ア)のように税金の負担が無くても相続税の申告書を税務署に

提出しなければなりません。上記(イ)のように贈与税の申告をしておけば、贈与税の申告よりも煩雑な相続申告の処理及び手続きが不要となります。

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先